

資料提供

令和2年3月12日

課名:産業廃棄物対策課

担当:重野

内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社七福組に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可をしたことを取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 <small>しちふくぐみ</small> 七福組 代表取締役 <small>まつむら</small> 松村 <small>けんぞう</small> 健三 （広島県呉市倉橋町785番地の2）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409145521号 許可年月日：平成30年10月30日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し（講学上の職権取消し）
処分年月日	令和2年3月12日
処分理由	同社は、平成30年8月3日付けで、呉簡易裁判所において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当し、本来許可を受けることができないにもかかわらず、瑕疵により許可をしていたことが判明したため。